



鳥取県公報

平成 22 年 2 月 9 日 (火)
第 8 1 6 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (57) (県民室) 2
	保安林の指定 (58) (森林・林業総室) 3
	保安林の指定予定 (2 件) (59・60) (〃) 3
	許可なく設置している橋梁の撤去 (61) (河川課) 4
	土地改良区の役員の就退任 (62) (八頭総合事務所農林局) 5
	土地改良区の役員の退任 (3 件) (63~65) (中部総合事務所農林局) 5
	鳥取県立生涯学習センターの利用料金の一部改正 (66) (教育委員会家庭・地域教育課) 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林・林業総室) 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 19
◇ 正 誤	平成 16 年 10 月 26 日付鳥取県告示第 787 号中訂正 22

告 示

鳥取県告示第57号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成22年2月9日から施行する。

平成22年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
総務部行 財政改革 局人事・ 評価室が 行う非常 勤職員採 用試験及 び臨時的 任用職員 採用試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点 （不合格者 の場合は、 試験種目ご との判定を 含む。）	合格発表 日から1 月間	”	総務部行 財政改革 局人事・ 評価室が 行う非常 勤職員採 用試験及 び臨時的 任用職員 採用試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点 （不合格者 の場合は、 試験種目ご との判定を 含む。）	合格発表 日から1 月間	”
総務部人 権局人権 推進課が 行う非常 勤職員採 用試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点	第1次試 験の不合 格者にあ っては第 1次試験 の試験結 果の通知 日から、 第1次試 験の合格	総務部人 権局人権 推進課				

		者にあつては最終試験結果の通知日から1月間					
公文書館が行う非常勤職員採用試験	〃	合格発表日から1月間	公文書館	公文書館	試験の可否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	〃	公文書館
略				略			

鳥取県告示第58号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所
鳥取市気高町八東水字短尾2708の22
- 2 指定の目的
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第59号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字糸白見字アヤシ谷699の8

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第60号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町萩原字大峠東平199

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第61号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に違反して、許可なく次の河川区域内に設置している橋梁の撤去について、同法第75条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月9日

鳥取県県土整備部長 谷 口 真 澄

- 1 橋梁の所有者は、平成22年3月11日までに当該物件を一級河川天神川水系加茂川の河川区域内から撤去すること。

橋梁の設置場所 東伯郡三朝町小河内地内 宮の前橋から10メートル下流

2 期限内に撤去されない場合は、河川法第75条第3項の規定により河川管理者である鳥取県知事が撤去等必要な措置を講じ、当該撤去等に係る費用は、同法第75条第9項の規定により、1の撤去をしなかった者の負担とする。

鳥取県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年2月9日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理 事	和 田 哲 也	八頭郡八頭町福地346
〃	平 尾 厚 志	八頭郡八頭町別府54-5
〃	西 尾 愛 治	八頭郡八頭町篠波136-1
〃	古 家 祐之介	八頭郡八頭町大坪414
〃	桑 村 和 夫	八頭郡八頭町山田23
〃	山 根 輝 義	八頭郡八頭町稲荷56
〃	田 中 正 保	八頭郡八頭町下坂464
監 事	前土居 一 泰	八頭郡八頭町下峰寺107-2
〃	村 上 吉 孝	八頭郡八頭町門尾284

平成19年4月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	和 田 哲 也	八頭郡八頭町福地346
〃	前 田 良 明	八頭郡八頭町市場296-2
〃	西 尾 俊 二	八頭郡八頭町篠波388
〃	森 岡 範 男	八頭郡八頭町大坪587
〃	前土居 一 泰	八頭郡八頭町下峰寺107-2
〃	桑 村 和 夫	八頭郡八頭町山田23
〃	山 根 輝 義	八頭郡八頭町稲荷56
〃	田 中 正 保	八頭郡八頭町下坂464
監 事	横 野 栄 樹	八頭郡八頭町山上267
〃	栄 田 秀 之	八頭郡八頭町下門尾15-2

平成19年4月28日就任 任期4年

鳥取県告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年2月9日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

監 事 北 村 和 正 東伯郡湯梨浜町大字上浅津194
平成22年1月26日退任

鳥取県告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年2月9日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事 伊 藤 英 男 倉吉市下余戸71
平成22年1月31日退任

鳥取県告示第65号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年2月9日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 崎 昭 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2398-2
平成22年2月1日退任

鳥取県告示第66号

平成21年鳥取県告示第213号（鳥取県立生涯学習センターの利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）第11条第2項の規定に基づき平成22年2月9日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成22年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
1 利用料金 (1) 略	1 利用料金 (1) 略

(2) ホール設備利用料		(2) ホール設備利用料	
区分	利用料	区分	利用料
略		略	
DLP方式プロジェクター	1台1時間につき 350円	液晶プロジェクター	1台1時間につき 350円
略		略	
備考 略		備考 略	
(3) 略		(3) 略	
2 略		2 略	

附 則

この告示は、平成22年2月10日から施行する。

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成22年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年10月27日付鳥取県告示第656号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

吉田良藏	鳥取市鹿野町末用字鬼入道2211
乾一夫	鳥取市鹿野町末用字毛無山2226の1
〃	鳥取市鹿野町末用字毛無山2227
乾信夫	鳥取市鹿野町末用字毛無山2230
大畑春子	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の18
乾一夫	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の34
乾善法	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の48
〃	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の49
前根稔	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の54
〃	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の55
山本正志	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の62
乾善法	鳥取市鹿野町末用字毛無山2232の63
小谷清野	鳥取市鹿野町末用字露谷2243の55

乾善法	鳥取市鹿野町末用字露谷口2247
山本恒夫	鳥取市鹿野町末用字山神東平2249の1
吉田良藏	鳥取市鹿野町末用字山神東平2265
稲垣清明	鳥取市鹿野町末用字山神西平一2275
〃	鳥取市鹿野町末用字山神西平一2276
乾宇恵男	鳥取市鹿野町末用字山神西平二2277
河合浩	鳥取市鹿野町末用字山神西平二2281の2
石黒房雄	〃
村上快一	〃
村上昭一	〃
村上常夫	〃
渡辺利徳	〃
乾善法	鳥取市鹿野町末用字山神西平二2281の3
吉田富三	鳥取市鹿野町末用字山神西平二2284
河合浩	鳥取市鹿野町末用字山神西平二2285
石黒房雄	〃
村上快一	〃
村上昭一	〃
村上常夫	〃
渡辺利徳	〃
安富寛兵衛	鳥取市鹿野町水谷字深谷988の1
小畑生産森林組合	鳥取市鹿野町水谷字深谷994の1
〃	鳥取市鹿野町水谷字深谷995
佐々木與三郎	鳥取市鹿野町水谷字稗山1025
松田喜平	〃
大上秀蔵	鳥取市鹿野町水谷字稗山1026
川瀬保男	鳥取市鹿野町水谷字平岩1035の7
小畑生産森林組合	鳥取市鹿野町水谷字茗荷谷1097の1（次の図に示す部分に限る。）
〃	鳥取市鹿野町水谷字茗荷谷1098
〃	鳥取市鹿野町水谷字茗荷谷1099
〃	鳥取市鹿野町水谷字ず里の谷東平1101の1（次の図に示す部分に限る。）
細井武義	鳥取市鹿野町水谷字ず里の谷東平1101の2（次の図に示す部分に限る。）
小畑生産森林組合	鳥取市鹿野町水谷字ず里の谷東平1102
〃	鳥取市鹿野町水谷字ず里の谷東平1103
坂本信治	鳥取市鹿野町水谷字ず里の谷東平1108
〃	鳥取市鹿野町水谷字ず里の谷東平1109
安富寛兵衛	鳥取市鹿野町水谷字坂ノ上西平1143
小畑生産森林組合	鳥取市鹿野町水谷字岩見谷1189の4

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成22年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年10月27日付鳥取県告示第655号）の内容
（告示の内容）

1（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字大人333の2
大字山手村中	〃
大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字中野谷330の2
大字山手村中	〃
大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字楮谷331の2
大字今在家村中	〃
大字山手村中	〃
大字徳吉村中	〃
湯谷神社	鳥取市河原町湯谷字使混タワ原野295の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

大字郷原	鳥取市河原町郷原字香山409の2
大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字下林324の1
大字今在家村中	〃
大字山手村中	〃
大字徳吉村中	〃
大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字地才工336の2
大字郷原、山手中	鳥取市河原町郷原字長谷松434の3
大字郷原	鳥取市河原町郷原字長谷松434の5
大字山手中	〃
大字郷原、山手中	鳥取市河原町郷原字長谷松434の15
〃	鳥取市河原町郷原字長谷松434の16
〃	鳥取市河原町郷原字長谷松434の17
大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字蛇谷315の2
大字山手村中	〃
西日本旅客鉄道 株式会社	鳥取市河原町郷原字蛇谷315の10
大字郷原村中	鳥取市河原町郷原字松木谷口325の2
大字山手村中	〃
水根生産森林組合	鳥取市河原町水根字石コロキ949の1
〃	鳥取市河原町水根字石コロキ949の3
前田藤吉	鳥取市河原町水根字石コロキ949の26
前田勲	鳥取市河原町水根字石コロキ949の27
山根勝太郎	鳥取市河原町山手字地ユノ谷上分631の2
大字山手村中	鳥取市河原町山手字森谷上分563の3
〃	鳥取市河原町山手字森谷上分563の4
〃	鳥取市河原町山手字森谷上分563の110
〃	鳥取市河原町山手字森谷上分563の111
〃	鳥取市河原町山手字森谷上分563の112

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成22年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年10月27日付鳥取県告示第657号）の内容
 （告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

石橋音十郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字ナメラ谷731
久本久蔵	八頭郡智頭町大字西宇塚字ハタカ谷737
久本いろ	八頭郡智頭町大字西宇塚字ハタカ谷738の1
笥芳彦	八頭郡智頭町大字西宇塚字ハタカ谷746の1
前橋和十郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字少ナ谷783の5
前橋徳市	八頭郡智頭町大字西宇塚字少ナ谷785の36
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字少ナ谷785の42
國政龍平	八頭郡智頭町大字西宇塚字少ナ谷785の47
八頭郡那岐村	八頭郡智頭町大字西宇塚字少ナ谷785の48
安道伸雄	〃
久本哲一郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字少ナ谷785の51
前橋徳市	八頭郡智頭町大字西宇塚字少ナ谷785の52
國政悦男	八頭郡智頭町大字西宇塚字岩ナメ下谷1018の1
國政寿実	〃
河村軍兵	八頭郡智頭町大字西宇塚字岩ナメ下谷1018の2
國政寛	〃
八頭郡那岐村	八頭郡智頭町大字西宇塚字岩ナメ下谷1018の3
安道久次郎	〃
國政幾造	八頭郡智頭町大字西宇塚字岩ナメ下谷1018の5
國政悦男	八頭郡智頭町大字西宇塚字岩ナメ下谷1018の8
國政能明	〃
安道はる	〃
安道久次郎	〃
安道元蔵	〃
安道牧野	〃

河村善四郎	〃
長石喜代藏	〃
長石光男	〃
國政寛	〃
國政益雄	〃
國政幾造	〃
國政初藏	〃
國政徳藏	〃
國政悦男	八頭郡智頭町大字西宇塚字岩ナメ下谷1018の14
國政義憲	〃
國政寿実	〃
河村軍兵	八頭郡智頭町大字西宇塚字岩ナメ下谷1034
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字岩ナメ上ミ谷1036
西河修	八頭郡智頭町大字西宇塚字岩ナメ上ミ谷1041
八頭郡那岐村	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1084の11
長石光男	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1092
國政能明	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1095
國政寛	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1097の 5
八頭郡那岐村	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1097の 6
三宅菊太郎	〃
河村軍兵	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1097の11
株式会社八頭銀行 那岐支店	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1112の 2
安東与平	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1113
安道富治	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1113の 1
向井瀧野	〃
國政悦男	〃
國政義憲	〃
國政寿実	〃
國政純平	〃
安道富治	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1116の 1
向井瀧野	〃
國政悦男	〃
國政義憲	〃
國政寿実	〃
國政純平	〃
國政正藏	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1116の 2
八頭郡那岐村	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1116の 3
三宅菊太郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1116の 5
八頭郡那岐村	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1116の 8
佐々木平吉	〃
八頭郡那岐村	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1116の 9
佐々木平吉	〃

國政悦男	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1116の10
國政能明	〃
安道はる	〃
安道久次郎	〃
安道元蔵	〃
安道牧野	〃
河村善四郎	〃
長石喜代蔵	〃
國政寛	〃
國政益雄	〃
國政幾造	〃
國政初蔵	〃
國政徳蔵	〃
安道吉録	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1116の14
國政純平	〃
河村軍兵	〃
國政寛	〃
安道富治	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1116の15
向井瀧野	〃
國政益雄	〃
國政悦男	〃
國政義憲	〃
國政寿実	〃
國政純平	〃
安道伊太郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1116の16
安道吉録	〃
安道太一	〃
安道定夫	〃
安道富治	〃
向井保郎	〃
國政くに	〃
國政悦男	〃
國政義憲	〃
國政寿実	〃
國政純平	〃
藤谷亀五郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1116の18
向井保郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1116の23
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字吉ヶ谷1116の29
安道久次郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1121の 4
長石喜代蔵	〃
國政寛	〃
安住仁志	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1121の 5
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1121の 6
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1121の 7

國政悦男	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1121の9
國政義憲	〃
國政寿実	〃
安住仁志	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1121の12
大谷光男	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1121の14
國政晋朗	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1121の21
國政壽實	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1121の31
國政悦男	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1121の32
國政義憲	〃
國政寿実	〃
安住仁志	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1124の1
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1125
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1130
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1130の1
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1131
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1132
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1132の1
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷1133
國政磯五郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字ネサガ途平1153
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字ネサガ途平1154
河村軍兵	八頭郡智頭町大字西宇塚字ネサガ途平1155
安道晋治	八頭郡智頭町大字西宇塚字ネサガ途平1158の20
安道明夫	八頭郡智頭町大字西宇塚字ネサガ途平1158の21
長石昶	八頭郡智頭町大字早瀬字小田途403の1
八頭郡那岐村	八頭郡智頭町大字早瀬字小田途403の2
長石豊次郎	八頭郡智頭町大字早瀬字小田途404の1
小林莊五郎	八頭郡智頭町大字早瀬字荒神途408
小林官	八頭郡智頭町大字早瀬字荒神途410の1
大下てる	〃
長石貞	〃
長石為次郎	〃
長石英太郎	〃
長石銀藏	〃
長石光治	〃
長石俊男	〃
長石春吉	〃
長石信雄	〃
長石仲藏	〃
長石貞雄	〃
長石豊次郎	〃
長石紋藏	〃
長石隆次郎	〃
小林莊五郎	八頭郡智頭町大字早瀬字荒神途414の1

〃	八頭郡智頭町大字早瀬字荒神途414の 2
〃	八頭郡智頭町大字早瀬字荒神途415の 1
〃	八頭郡智頭町大字早瀬字荒神途416
〃	八頭郡智頭町大字早瀬字アゲサ412
長石豊次郎	八頭郡智頭町大字早瀬字早皆地418
長石昶	八頭郡智頭町大字早瀬字早皆地420
長石久永	八頭郡智頭町大字早瀬字早皆地422の 2
長石重壽	〃
鳥取県信用生活協同組合	〃
長石修一郎	八頭郡智頭町大字早瀬字北谷427の 3
小林官	八頭郡智頭町大字早瀬字北谷429
大下てる	〃
長石貞	〃
長石為次郎	〃
長石英太郎	〃
長石銀蔵	〃
長石光治	〃
長石俊男	〃
長石春吉	〃
長石信雄	〃
長石仲蔵	〃
長石貞雄	〃
長石豊次郎	〃
長石紋蔵	〃
長石隆次郎	〃
小林荘五郎	八頭郡智頭町大字早瀬字北谷430の 1
長石豊次郎	八頭郡智頭町大字早瀬字土居ノ上434の 1
小林荘五郎	八頭郡智頭町大字早瀬字土居ノ上436
長石豊次郎	八頭郡智頭町大字早瀬字土居ノ上437の 2
〃	八頭郡智頭町大字早瀬字大谷446
長石昶	八頭郡智頭町大字早瀬字大谷448
〃	八頭郡智頭町大字早瀬字大谷上平458の 1
長石豊次郎	八頭郡智頭町大字早瀬字大谷上平459
長石健次郎	八頭郡智頭町大字早瀬字大谷上平461の 2
八頭郡那岐村	八頭郡智頭町大字早瀬字馬場谷下平498
古田愛子	八頭郡智頭町大字早瀬字中尾504の 3
古田亀蔵	〃
古田治夫	〃
古田壽恵	〃
古田愛子	八頭郡智頭町大字早瀬字中尾504の 4
古田亀蔵	〃
古田治夫	〃
古田壽恵	〃
古田てるよ	八頭郡智頭町大字早瀬字中尾506

古田治夫	〃
古田梅吉	〃
古田彌代吉	〃
古田萬五郎	〃
古田てるよ	八頭郡智頭町大字早瀬字馬場谷上平509
古田治夫	〃
古田梅吉	〃
古田彌代吉	〃
古田萬五郎	〃
谷口幸正	〃
栗田栄二	八頭郡智頭町大字大背字崩谷口1251の1
栗田作太郎	〃
古谷高四郎	〃
檀原植藏	〃
檀原勇次郎	〃
藤谷正子	〃
藤谷正太郎	〃
波多朝代	〃
古谷高四郎	八頭郡智頭町大字大背字崩谷口1251の3
藤谷正太郎	〃
寺坂忠吉	八頭郡智頭町大字大背字崩谷口1256の2
寺坂ひさ子	八頭郡智頭町大字大背字崩谷口1256の4
〃	八頭郡智頭町大字大背字崩谷口1256の5
藤谷正太郎	八頭郡智頭町大字大背字荒前1261
〃	八頭郡智頭町大字大背字荒前1262の1
〃	八頭郡智頭町大字大背字荒前1263
〃	八頭郡智頭町大字大背字荒前1264の1
寺坂佳光	八頭郡智頭町大字大背字荒神谷奥1265
寺坂忠吉	〃
寺坂節子	八頭郡智頭町大字大背字荒神谷奥1269
〃	八頭郡智頭町大字大背字荒神谷奥1270
小薮紀子	八頭郡智頭町大字大背字西之谷1277
〃	八頭郡智頭町大字大背字西之谷1278
〃	八頭郡智頭町大字大背字西之谷1280
藤谷正太郎	八頭郡智頭町大字大背字西之谷1281の1
〃	八頭郡智頭町大字大背字西之谷1282の1
栗田重三郎	八頭郡智頭町大字大背字西之谷1287
栗田藤吉	八頭郡智頭町大字大背字西之谷1287の1
栗田重三郎	八頭郡智頭町大字大背字西之谷1288
栗田藤吉	八頭郡智頭町大字大背字西之谷1288の1
寺坂千代壽	八頭郡智頭町大字大背字西之谷1293
寺坂忠吉	〃
寺坂和吉郎	〃
安住敏雄	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1319の2

井崎弘郷	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1320
安住敏雄	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1321
〃	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1322
井崎弘郷	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1323
安住敏雄	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1324
株式会社大正鳥取銀行 那岐支店	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1325
〃	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1327
〃	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1328
寺坂茂治	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1332の3
〃	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1332の7
〃	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1332の8
安住敏雄	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1334
〃	八頭郡智頭町大字大背字一ノ谷奥1335
岡野正次	八頭郡智頭町大字大背字片山上1360
三輪君男	〃
菅原音吉	〃
菅原徳太郎	〃
土井貞治	〃
土井清太郎	八頭郡智頭町大字大背字龍ヶ谷1441の18
黒岩 保藏	八頭郡智頭町大字大背字クビキレ1445の8
三輪章治	〃
菅原優	〃
土井隆市	〃
谷口祐治	八頭郡智頭町大字大背字大宮谷1533の1
三輪定吉	八頭郡智頭町大字大背字家ノ本1624
三輪福次郎	〃
赤堀忠藏	〃
大谷兵吉	〃
谷口吉藏	〃
谷口林太郎	〃
寺坂長藏	八頭郡智頭町大字大背字家ノ本1632
〃	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1641
谷口政次	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1643
〃	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1644
〃	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1653
赤堀徳成	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1654の1
谷口政次	〃
三輪正顯	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1654の2
三輪福次郎	〃
赤堀徳成	〃
谷口政次	〃
赤堀徳成	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1659
谷口政次	〃

〃	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1660の1
〃	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1662
戸板宏一郎	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1666
谷口政次	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1667の1
〃	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1668
〃	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1669
安住吉博	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1670
〃	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1671
〃	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1672
〃	八頭郡智頭町大字大背字莊谷奥1673
安住敏雄	八頭郡智頭町大字大背字城ノ尾1701
寺坂仙太郎	八頭郡智頭町大字大背字城ノ尾1705
安住そよ	八頭郡智頭町大字大背字池田山1707の2
安住種一	〃
安藤益市	〃
岡野善平	〃
岡野直吉	〃
久本重太郎	〃
古田ふし	〃
古田絹蔵	〃
古田鹿蔵	〃
黒岩直慶蔵	〃
黒岩直次郎	〃
三輪衣若	〃
三輪御王陽	〃
三輪正博	〃
寺坂嘉吉	〃
寺坂忠吉	〃
寺坂忠蔵	〃
寺坂和吉郎	〃
小山福蔵	〃
上原代吉	〃
菅原徳太郎	〃
菅原馬吉	〃
菅原平蔵	〃
竹下叅蔵	〃
竹下兼吉	〃
竹下彦市	〃
竹下斧吉	〃
長石勇三郎	〃
土井松太郎	〃
土井貞治	〃
上原勝利	八頭郡智頭町大字大背字池田山1717
上原臺吉	八頭郡智頭町大字大背字池田山1720

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量
鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
 - (3) 履行場所
入札説明書による。
 - (4) 履行期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
 - (5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務に登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入

札参加資格審査の申請書類を平成22年2月19日（金）午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成22年2月9日（火）から同年3月25日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気工事業又は電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 平成17年度以降に交通安全施設保守委託業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課管財係

電話 0857-23-0110（代）

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成22年2月9日（火）から同年3月1日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (6) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年3月25日（木）午後1時30分（郵便等による入札書の受領期限は、同月24日（水）午後5時までとする。）

鳥取県警察本部庁舎2階入札室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成22年3月1日（月）午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代え

ることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る平成22年度予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

8 Summary

(1) Name and quantity of the services to be required: Maintenance and upkeep of Tottori Prefectural Police Headquarters Traffic Control System, 1Set

(2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation: 3:00 PM, 1 March, 2010

(3) Date and time for submission of tenders: 1:30 PM, 25, March, 2010 (Time-limit for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 24, March, 2010)

(4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters
1-271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8520 Japan, TEL 0857-23-0110

正 誤

平成16年10月26日付鳥取県告示第787号（銃猟禁止区域の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

行 下から 4

誤 同境界を東方に進み

正 同境界を西方に進み